（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第四条　国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
第二条　削除	（退職被保険者等所属都道府県の調整交付金の特例） **第二条**　法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県（次条において「退職被保険者等所属都道府県」という。）について、第四条から第七条までの規定及び附則第七条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項第一号	合算額（	合算額から法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（
第四条第一項第一号イ(1)	請求に係る	請求に係る一般被保険者（法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る
第四条第一項第一号イ(2)から(5)まで	係る	係る一般被保険者に係る
第四条第一項第一号イ(6)から(11)まで	おける	おける一般被保険者に係る
第四条第一項第一号ハ(2)	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第四条第一項第一号ハ(3)	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項
第四条第一項第一号ニ(2)	第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項
第四条第一項第一号ニ(3)	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項